# 『三平等義』の成立に関する研究

金 炳坤

# 1.『妙法蓮華経論子注』について

本書は、六世紀初頭頃(一説に528年)に漢訳された婆藪槃豆造『妙法蓮華経優婆提舎』(以下、『法華論』)の注釈書である。本書は文字の大きさを異にする二種類の文章より構成されている。そのうち大字は『法華論』本文の引用文であり、小字はそれに対する注釈文に当たる。本書には著者名が明記されていないが、金天鶴(2012,713)が指摘する如く、『大日本古文書』(以下、『編年文書』)の記録により、本書の著者が円弘(-731?-)であること、また彼が本書『法華経論子注』(以下、『子注』)三巻のほかに『円弘師章』四巻を著していることが知られる。さらに同書により、前者は天平二十(748)年(『編年文書』03-084)以前に、後者は天平三(731)年(『編年文書』07-005)以前に日本に流入していたことが推察される。

円弘については、彼の事績を知り得るような記録がまったく見当たらず、海東における唯一なる記録は、義天(1055-1101)録『海東有本見行録』(成立は1090年・以下、『義天録』)であって、そこには「子注三巻 亡名」(『高山寺資料叢書』17,317)と、ただ書名を挙げているばかりである。要するに、当時はすでに円弘の名すら忘れられていたようである。なお、同時代の海東撰述の『法華論』の注釈書と目される義一撰『法華経論述記』とは、類似する文例が散見される共通点こそ見出されるものの、これらは慧浄(578-645?)述『妙法蓮華経纘述』に起因するものであるため、両者の前後・影響関係を判ずる材料にはなり得ない。

『子注』が日本撰述の文献でないことは、一般にこれらが記載されないと言われる『編年文書』にそれが記載されていること、同じく『義天録』にその記載が認められること、この二点よりも明らかであるが、ただ、本書の著者である円弘その人の生国が、唐ないし新羅のいずれに当たるかについては、まだ議論の余地があると思われる。

現在『子注』は、上・中・下の三巻のうち、上・下の二巻のみが一点ずつ現存している。上巻は正倉院(No. 1987)に、中巻は散逸して伝わらず、下巻は称名寺(47函7号・以下、S47-7)に所蔵されている。但し、下巻は『大正』所収本の菩提留支訳(以下、留支訳)を基準(8a4-10b24)とすれば、本来注釈されるべきところのおよそ半分(8a4-9b3)しか残存せず、現存する20紙2面(1紙4面)の間にも3紙2面が欠損する欠本である<sup>(1)</sup>。

# Ⅱ.『三平等義』について

伝承によると、『三平等義』の著者は最澄(767-822)か円仁(794-864)のいずれかに帰されることになるが、現存する『三平等義』の写本のうち<sup>(2)</sup>、比叡山実蔵坊所蔵本を底本とす

る『伝全』所収本には、ただ「沙門干心記」(D4,563) と記されるのみである<sup>(3)</sup>。しかしながら、身延文庫本の同箇所には「沙門忎記」とあり、またその奥書には「慈覚大師所作也」と明記されている。つまり、「干心」とは『伝全』編者の誤読で、「忎」は「仁」の異体字であるため、ここは「沙門仁記」と判読するのが正しい。

本書の著者については、桑谷(1997, 136)は形式の面で、講述者と割注付加者(二人/最澄・円仁)が別人であることを究明し、「最澄講述、円仁筆記」という本書成立の構図を明らかにした。さらに奥野(2000, 300)は内容の面で、「ある特定の人物(具体的には最澄)の「真撰」ではない」という見解を示している。しかしながら、両者と違い『子注』の存在を知っている筆者からすると、両者の論説には種々の矛盾や多少の限界が認められる。

即ち、『三平等義』における「注云」というのは、『子注』と対応関係にあるものであって、 筆者の確認では、「注云」のほとんどが『子注』にトレースでき<sup>(4)</sup>、しかも断りなく『子注』 を用いている問答が多数存すること、併せて円仁の割注に当たる「此一問答即弘師問答耶」に 登場する「弘師」が円弘であることなどは、先行研究では未解明の、筆者によって新たに提示 し得る未知の事実になると考えられる。結論を急ぐと、『三平等義』は『子注』の注釈書的性 格を有する文献と位置づけられるのである。

本研究では、上古天台の法華教学形成にいくぶんか影響を及ぼしていることが予想される、 新資料『子注』と本書『三平等義』との関わりを軸に、先行研究におけるやや行き過ぎた推理 や仮説を修訂し、当該研究分野に対する『子注』の資料的価値について一考を加えることにし たい。

# Ⅲ. 『三平等義』と『子注』の対応関係について

『三平等義』は問答形式の文献である。『伝全』所収本を基準にこれら問答の総数をカウントすれば201となる。この数字は、欠損のために「問」ないし「答」の一方しか存しない場合でも、これを一問答として数えたものであり、引用文中に含まれている問答、または内容上まだ問答が続いていると判断した(任意)場合は、これを一問答として数えていないものである。以下、本研究では便宜上(001-201)の通し番号を用いて考察を行うことにしたい。

また本書は、論点と素材とを異にする、本文(001-149)と裏書(150-201)とで構成されている。しかし、裏書は『子注』と対応関係にないために、本研究ではこれを省き、『子注』と対応関係にある本文を中心に考察を行った。以下、本節では両者の、対応関係にある全文を提示し、その比較に努めたい。

# 【凡例】

· D 『伝教大師全集』(天台宗宗典刊行會編纂)、『伝全』

- ·NZ 『日本大蔵経』(日本大藏經編纂會編)、『日蔵』
- ·BZ 『大日本仏教全書』(佛書刊行會編纂)、『仏全』
- ・『三平等義』は『伝教大師全集』第4冊(大正元(1912)年)と、『日本大蔵経』第46巻 (大正九(1920)年)に収録されているが、本研究では『伝全』所収本を使用した<sup>(5)</sup>。ま た、必要に応じて身延文庫本を参照した。資料の閲覧及び使用を許可していただいた村松 潮隆上人(身延山久遠寺布教部長)・林是恭上人(同布教部宝物館学芸員)に深く感謝申 し上げたい。
- ・『子注』下巻は、道津綾乃先生(神奈川県立金沢文庫主任学芸員)に提供していただいた 称名寺所蔵金沢文庫保管本の複写を使用し、金天鶴博士(東国大学校仏教学術院HK教 授)より提供していただいた翻刻データを参照した。記して感謝申し上げたい。
- ・『伝全』所収本の使用に当たっては、頭注は本研究の脚注に反映し、□ (欠字)、<u>囲い線</u> (『伝全』編者による欠字の補填)、本文と裏書との対応関係を示す<sup>○二</sup>などの漢数字の注、 それから句点などを含め、原則としてそのまま(返り点と送り仮名を除く)採用した。但 し、以下は筆者によって加えられたものである。
- ・通し番号:『三平等義』は問答ごとに改行し001などの通し番号を付した。『子注』は段落 ごとに引用し『三平等義』と対応関係にある文例の頭にこの通し番号を用い(001)など とその対応関係を示した。
- ・表記:「1. 品配」などは『三平等義』の科段を示している。『三平等義』に記した [D4.563] などは『伝全』所収本のページ数を表し、『子注』に記した [lc] などは『子注』下巻のページ数を表す。
- ・カッコ:原本の欠損を示すために『伝全』の編者が用いている(小カッコ)は〔きっこうカッコ〕に変更した。割注の云云は(小カッコ)を付した。その他の割注は【すみつきカッコ】を付した。
- ・下線:<u>一重下線</u>は両者の対応箇所に、<u>波線の下線</u>は類似箇所(羅列の順序が前後入れ替わっている場合を含む)、または欠損のために対比し得ないが『注』の引用と考えらえる箇所に用い、点線の下線は『子注』と他書との関係を示すために用いたものである。
- ・『法華論』: とりわけ両者に引用される『法華論』の本文(『三平等義』は「論云」などと 断っている場合)は**太字**にし、<sup>[T26,8c12]</sup> などと留支訳のページ数を記した。

# A. 以下は『子注』と対応関係にない。

al. 『三平等義』

[D4.563] 三平等義 沙門干心記

1. 品配

初品配

- 001 問三平等者。其名不審。答一乘平等。二世間涅槃平等。三身平等。
- 002 間此三平等。幾何品說耶。答九品說之也。
- 003 問九品者其名云何。答九品者。譬喩品。受記品。五百弟子授記品。學無學人記品。法師品。持品。提婆達多品。常不輕品。<u>閱寶塔品。</u>頌曰 譬受五授法 持提不輕見
- 004 問配九品何耶。答八品說一平等。謂乘平等。一品說二平等。謂世間涅槃及身平等也。
- 005 問八品及一品者。爲何品耶。答一品者。見寶塔是也。八品者譬受等是也

### a2. 『子注』

[1c] 經有 [1d] 二十六品。即分爲四。一有八品。約乘平等別說一乘。二寶塔品已下有四品。就三平等通說一乘。三涌出品已下有五品。約無上義顯說一乘。四帝常不輕品已下有九品。約乘平等更說一乘。… [2a] 第一段中。初有七品。正說經體。以辨乘平等故。後有一品。謂法師品。辨其經用。以現持力故。… [2b] 第二大段。則有二別。一有二品。正說經體。以辨三平等故。二有二品。辨其經用。以顯持力故。初中寶塔品通說。後二平等。達多品說。乘平等。… [2c] 第四大段。亦有二別。一不輕品。正說經體。以辨乘平等故。二有八品。辨 [2d] 其經用。以現脩行力故。

#### a3.【解説】

三平等に九品を割り当てる『三平等義』の品配は『玄賛』に由来するものである $^{(6)}$ 。これに対して『子注』は十品を割り当てており、自ずと『玄賛』に依っていないことが分かる。即ち『三平等義』では、乗平等に $3\cdot 6\cdot 8\cdot 9\cdot 10\cdot 12\cdot 13\cdot 20$ 章の八品を、世間涅槃・身平等に11章の一品を割り当てているが、対する『子注』では、乗平等に $3\cdot 4\cdot 5\cdot 6\cdot 7\cdot 8\cdot 9\cdot 12\cdot 20$ 章の九品を、世間涅槃・身平等に11章の一品を割り当てている。ちなみに『論記』は、『三平等義』の九品に17章の一品を加えてこれを十品となす $^{(7)}$ 。

# B. 以下は『子注』と対応関係(『子注』の欠損箇所ではないという意)にある。

- bl. 『三平等義』
- 2. 所被人

[D4,564] 次所被人

- 006 問爲何人而說此三平等耶。答爲無煩惱人說之。
- 007 問指何等人。而爲無煩惱人耶。答無學聖人。
- 008 問何故此人名爲無煩惱人。答<u>三界惑盡。故言無煩惱。此中有具分一分無煩惱義。應知</u>。 (云云)

### b3.【解説】

007 · 008 : 『子注』との対応関係は「4. 明病因」(d2) を参照。

- cl. 『三平等義』
- 3. 所起病

次所起病

- 009 問此人有何病。而爲說三平等耶。答此人有三種染慢。是故說之。
- 010 問云何三種染慢。答三種顚倒信。是名三種染慢。
- 011 問其名云何。答論云。<sup>[T26, 8c12](8)</sup>一者信種種乘異。二者信世間涅槃異。三者信彼此身異。
- 012 問何故此三種。而名<u>異</u>顚倒信耶。答此三種<u>法執之心。與理相反。故名顚倒。顚倒爲先。</u> 發起信心。<sup>(9)</sup>四信【又解欲通名信。卽以無記欲數爲性慢因。擧答故】
- 3-1. 信種種乘異
- 013 [D4, 565] 問初言信種種乘異者。何等名種種乘耶。答<u>三乘五乘名種種乘</u>。
- 014 問於此等乘。而何等執。名爲信種種乘異耶。答於此有二義。
- 015 <sup>(10)</sup>問二義者云何。答一義云。此等諸乘。<u>相雖差別。體性無二。然謂如相體性亦別。是名</u> 異執。亦名顚倒。又義云。一切皆當作佛。無別二乘。然謂二乘不得成佛。亦名異執。
- 016 問此顚倒者。何等見攝。答卽法我見爲性。【此問依□□□便來耶□□□】
- 017 問〔有缺文不可考〕
- 3-2. 信彼此身異
- 018 問所言信彼此身異者。指誰爲彼此身耶。答彼者他身。謂多寶身。此者自身。謂釋迦身。
- 019 問**個**此等身。而何等執名爲信彼此身異耶。<u>答此二佛身。雖似差別。法身平等。然謂如相法</u> 身亦別。故名異執。
- 020 <sup>○二</sup>問何故但<sup>(11)</sup>名於二佛立此義耶。答<u>二佛旣爾。諸佛例同。諸佛旣爾。三乘等身。義準</u> 例同。
- 021 <u>問凡夫學人。應起此執。答雖復得於彼非</u>答。<u>如黑網中點。故不說也</u>。【此一問答卽弘師問答耶】今私問曰。先釋七喻中云。<sup>[D4,566]</sup> 七喻皆有<sup>(12)</sup> <u>通治別治</u>。而有學及無學。而俱被治。(云云) 今何故云凡夫學人如黑網中點。故不說耶。答〔有缺文不可考〕
- 3-3. 信世間涅槃異
- 022 問所言信世間涅槃異者。何等名為世間涅槃耶。答<u>世間者。生死名染汙分。涅槃者擇滅名</u> 清淨分。
- 023 問於四諦中。正指何諦。而名爲生死染汙分。擇滅淸淨分耶。<sup>○─</sup>答生死染汙分者。<u>苦集爲</u> 性也。<u>擇滅</u>淸淨者。<u>滅諦爲性。兼取道諦。</u>涅槃因故。
- 024 問於<u>此等</u>生死涅槃。而何等執名。爲信世間涅槃異耶。答<u>如是染淨。相雖差別。理實無</u> 二。<u>然謂如相體性亦別</u>。故名<u>異執</u>
- c2. 『子注』

[15a] 所 [15b] 謂三種顚倒信故。此則總答。(012) 法執之心。與理相反。故名顚倒。顚倒 爲先。發起信心。曰信。又解欲通名信。卽以無記欲數爲性。此顯慢因。擧因答故。何 等爲三。此其徵別。(011) 一者信種種乘異。二者信世間涅槃異。三者信彼此身異。此 則別釋。(013) 三乘五乘名種種乘。(015) 相雖差別。體性無二。然謂如相體性亦別。 是名異執。亦名顚倒。(016) 卽法我見爲性。(015) 又一切皆當作佛。無別二乘。然謂 二乘不得成佛。亦名異執。卽此爲先發起信心。信心依相別起法執。執體異起體。則無 異而爲異故法執名爲執著。唯無記性相。則似異尋爲異故信心名爲信解。唯是善性。此 二爲先發起慢心。謂我已證心擧爲性。是名染 [15c] 慢。今從因說故唯言信。(022) 世 間者。生死名染淨分。(023) 苦集爲性。(022) 涅槃者。擇滅名淸淨分。(023) 滅諦爲 性。兼取道諦。涅槃因故。(024) 如是染淨相雖差別。理實無二。然謂如相體性亦別。 故名異執。(018) 彼者他身。謂多寶身。此者自身。謂釋迦身。卽以變化五蘊爲性。 (019) 此二佛身。雖似差別。法身平等。然謂如相法身亦別。故名異執。(020) 二佛旣 爾。諸佛例同。諸佛旣爾。三乘等身。義准例同。此三執中。初二差別分別爲性。後一 總執分別爲性。由此二種分別迷諸法道理故能障一。一乘之解故須別說自性分別。唯迷 法性不成實理故不別說。(021) 問。凡夫學人。應起此執。答。雖復得起相彼非咎。如 黑網中點。故不說也。

# c3.【解説】

011以下の問答はとりわけ「答」において『子注』と対応関係にあることが指摘できる。とくに「問」に関して言えば、撰者は前の「答」を受けて後の「問」を施したり、後の「答」を助けるべく前の「問」を施したりする。これはつまり『三平等義』における『子注』引用の一スタイルとも言えようが、こうした『三平等義』の本文中にみられる論述形式、即ち「答」の理解を深めされるべく設けられた「問」という別の観点に立てば、『三平等義』は『子注』の趣旨をより的確に捉えるための補助的な役割を有する文献として位置づけることができるのである。

021:【此の一問答、即ち弘師の問答や】は、身延文庫本でも割注である。「この一問答は、即ち弘師の問答か」というのは、その前提として、この割注を付した人物が撰者最澄であれ、記者円仁であれ、基本的に円弘ならびに『子注』の存在を認識していたということになる。後に続く対応関係からしても、これだけ広範囲にわたって『子注』と対応関係にありながら、これをわざわざ撰者最澄が付したとは考えにくいが、仮にそうだとすると、最澄は『子注』が依っている、或いは『子注』に依っている別資料――「IV. 常騰注の存在」参照――によって、本書『三平等義』を撰した――この場合、これらの対応関係をもって、直ちに『子注』の引用であると断ずることはできない――可能性が考えられる。それがためにこのことについて指摘すべく割注を付したということになろうか。しかし、この線は可能性としては非常に低いもの

と考えられる。

一方、記者円仁がこれを付したと仮定すれば、前の「答」を受けていないこの一問答に対して疑念を抱いた円仁が、これが『子注』における問答であることを知り、その典拠を明かさんがために、このことを割注にして補ったということになろう。この見方こそ妥当ではなかろうか。以下、筆者は『三平等義』における割注を円仁によるものと推定し、論を組み立てることにしたい。

続けて「今、私に問うて曰く、先に七喩を釈す中に云わく、…(云云)」とあり、七喩の釈を有するある資料の引用文が示されている。しかし、『子注』に当該文例は見当たらない。しかも、円仁撰『七喩義』(NZ46)にも、これに対応する文例は見当たらない――『子注』とも対応関係にない――ため、「私」とは、撰者最澄のことであると考えられる。加えて、本書『三平等義』の裏書には「私」の用例が見当たらないために、本書の裏書は、記者円仁によるものと考えられる。ちなみに、本書において言及される人師の名――天台という総称は除く――は、ここにおいて示される「弘師」としての円弘と、070の「周記」としての智周(668-723)の二人のみである。

012:【又解…挙答故】は、身延文庫本でも割注である。ここは「曰信」に続く『子注』の本文と対応関係にあるが、これが割注で示されていることから、円仁が『子注』に依って補ったものと考えられる。これにより、最澄はともかくとして少なくとも円仁は、『子注』の存在を知っていたということが言えるのである。

016:【此問依□□□便来耶□□□】は、身延文庫本でも割注である。ここは円仁が『子注』の本文と配列の順序が異なっていることを指摘するために付したものと考えられるが、欠損のために詳しいことは分からない。

#### d1. 『三平等義』

#### 4. 明病因

次明病因。

- 025 問此三種顚倒信。以何爲因而起耶。答論云。<sup>[T26, 8a27](13)</sup>三**昧解脫見等染慢**。(云云)以此爲因而起也。
- 026 問三昧等者。何等三昧解脫等。答<u>三昧者三三昧。解脫者八解脫</u>也。<u>見者法執之心</u>。<u>等者</u> 等攝三昧解脫之類及等攝見類也。
- 027 問三昧解脫類及見類者 [D4. 567] 何等。答三昧解脫類者。<u>六通無导無諍願智等。種種功德</u>也。法執見類者。法貪。法恚。法癡。法慢等。
- 028 問依何文證。而云等者等攝三昧解脫及見類耶。答<u>有別論。云三昧解脫等染慢見等染</u>優。 (云云) 今依之也。

- 029 問三昧解脫等。是功德何故云<mark>因</mark>此起染慢。答<u>得此諸功德已。生究竟想。由此想故。發起</u> 慢心。是故云因起。
- 030 問此慢心障何物。而名染慢。答<u>雖復不障涅槃。名爲不染。然障菩提通名染。染則慢故名</u> 爲染慢。
- 031 問若有染慢者。不應名無煩惱人。答私謂。此三種顚倒信。於小乘中。不名染慢。故名無煩惱人。今依大乘。名爲染慢【未尋】

#### d2. 『子注』

[5c] (025) **又為三種染慢無煩惱人三昧解脫見等染慢**對治此故說三 [5d] 種平等此義應知。此則立後三章。破聖人無學執。又為三等者。標起病人。小得為勝。心擧為性。名慢。唯以法慢。為性此慢。(030) 雖復不障涅槃。名為不染。然障菩提通名為染。染則慢故名為染慢。體是。(007) 聖人無學。(008) 三界惑盡。故言無煩惱。此中有具分一分無煩惱義應知。又三昧等者。顯所破病(028) 有別。論云。三昧解脫等染慢。見等染慢。此語最勝。今總別故爾。(026) 三昧者三三昧。解脫者八解脫。等者等攝。(027) 六通無礙無諍願智等。種種功德。此則慢因。(029) 得此諸功德已。生究竟想。由此想故。發起慢心。從因說故。擧三 [6a] 昧等。(026) 見者法執之心。是惠數故曰見。(026) 等者等攝。(027) 法貪。法恚。法癡。法慢等。此則慢體。慢為上首。故言染慢。對治等者。即出藥體。同義為性。

# d3.【解説】

025-030:『子注』と対応関係にある。

031:【未だ尋ねず】は、身延文庫本でも割注である。「答う。私に謂わく」――本書における常套句――を受けての割注であり、円仁が『子注』には見当たらないことを、さもなくば、その意図するところを撰者最澄に聞いていないことを示すために付したものと考えられる。

### el.『三平等義』

#### 5. 明能治

次明能治。初明乘平中。初明釋乘平義。

- 032 問此三種染慢以何等法而對治耶。答論云。<sup>[T26, &c13] (14)</sup> **為對治此三種染慢故。說三種平等。** 此義應知。
- 033 問三種平等。其名云何。答論云。<sup>[T26, 8c15](15)</sup>一**者乘平等。二者世間**<sup>[D4, 568]</sup> **涅槃平等**。三**身平等**。

#### 5-1. 乗平等

- 034 問初言乘平等者。何等名爲乘平等。答與聲聞授菩提記。故云乘平。
- 035 問何故。聲聞授菩提記。而名乘平等耶。答旣聲聞授菩提記。唯有大乘。無有二乘故云也。

- 036 問何以爲據。以授記而爲乘平等。答論云。<sup>[T26,8cl6](16)</sup>謂與聲聞授菩提記。唯有大乘無二乘故。是乘平等。無差別故。(云云)是故云授記而名乘平。
- 037 <sup>○三</sup>問依何義故。如來記三乘名爲一乘。答論云。<sup>[T26, 9a21](17)</sup>**依同義故。與諸聲聞大菩提** 記。(云云)
- 038 問同義者其意云何。答論云。<sup>[T26,9a22](18)</sup>同義者以如來法身。聲聞法身。平等無差別故 5-1-0. 重釈

【<u>自下</u>論文有<u>重釋。自有五重。一正明破執。二辨記虛實。三指示文處。四<sup>(19)</sup>處人差</u>別。五授記差別。初文如注】

# e2. 『子注』

[16c] 如是三種 [16d] 無煩惱人染慢之心。<u>自下</u>第二重破三乘別執。正是<u>法花宗要</u>故須<u>重</u> 釋。自有五重。一正明破執。二辨記虛實。三指示文處。四受人差別。五授義差別。初 文有二。一叙病。二正破。初中復二。一總舉病體。二別釋病相。此則初文。雖云三人 染慢之心益舉。三人別取第一三乘別執之心。

#### e3.【解説】

032-038:『子注』と対応関係にない。「答」に関して言えば、ほとんどが『法華論』の引用である。

「5-1-0. 重釈」は、『伝全』では一字下げであり、身延文庫本では割注である。文末に「『注』の如し」とあり、『子注』と対応関係にあることから、円仁が『子注』に依って補ったものと考えられる。また「5-1-0. 重釈」のうち、「5-1-1. 正明破執」と「5-1-5. 授記差別」は『三平等義』にその釈を欠く。なお、「如注」という円仁による『子注』引用の一スタイルを確認することができる。ちなみに、『子注』における「正しく是れ法花の宗要なるが故に須らく重釈すべし」というフレーズ及び重釈は『論疏』に由来するものであることを指摘しておく(20)。

# fl. 『三平等義』

# 5-1-2. 弁記虚実

- 039 [T26, 8c25] 問 (21) <u>彼聲聞等。爲實成佛故與授記。爲不成佛與授記耶。若實成佛者。菩薩何故</u> 於無量劫。修集無量種種功德。若不成佛者。云何虚 [D4, 569] <u>妄與之授記</u>。【已上論問】 [T26, 8c28] O四答 (22) 彼聲聞等得授記者。得決定心。非謂聲聞成就法性故。【已上 (23) 問答】
- 040 問得決定心。非謂聲聞成就法性者。其意如何。答<u>彼身子等。若得授記。卽</u>於<u>同義得決定</u> 心。爲得此心故與授記。○<sup>五</sup>非謂聲聞已入初地成就法身故與授記。(云云)私謂。若準宗 意云。與物未結緣。是故云非謂成就。【見記文也。未檢】
- 041 問<u>舍利弗自有三種</u>。今何舍利弗。得此記耶。返問。舍利弗有三種者云何。答<u>一實行舍利</u> 弗。二菩薩舍利弗。三變化舍利弗。

- 042 問依何文立此三耶。答無性攝論云。世尊法華會上。與諸聲聞舍利弗等。授佛記前。爲令攝得如是意樂。我等與佛平等無二。解云。意樂者謂決定心。佛爲令得此意樂故。佛授記前。非必如記劫數成佛。(云云)次文云。又此會上。有諸菩薩。與彼名同。得授記前。解云。授此記時。同名菩薩卽謂。爲我授此記前。卽能信受如記成佛。佛爲此菩薩 [D4, 570] 故與授記。(云云)梁攝論云。復次佛化作聲聞。舍利弗等聲聞。爲其授記。解云。爲調聲聞種性人故。授佛記前。如記劫數。實得成佛。身子卽示所余聲聞。準釋可知。(云云)
- 043 問此中爲何舍利弗授記。答<u>今此文中。唯依實行而</u>記。(云云)【已上<sup>(24)</sup>經意如此】
- 044 問依何義而二乘人授記。答論云。<sup>[126, 8c29] (25)</sup> 如來依彼三種平等。說一乘法故。以如來法身 與彼聲聞法身平等無異故與授記。非卽具足修行功德。
- 045 問爾者三種平等皆是乘平耶。答<u>此中乘平等。是一乘之自性。後二平等。是一乘之別差。</u> 佛依三種同義。以說一乘。自性差別故。言依三種平等。說一乘法

#### f2. 『子注』

[176] (039) 彼聲聞等。<u>為實成佛故與授記。為不成佛與授記耶</u>。自下第二辨記虛實。先 問。後答。問中有二。一定義。二設難。此則定義。…若實成佛者。菩薩何故於無量 劫。脩集無量種種功德。若不成佛者。云何虚妄與之授記。此則設難。… [17c] 彼聲聞 **等得授記者。得決定心非謂聲聞成就法性故**。自下答。文有二。一釋答。二結答。初中 復二。一記意。二記義。此則記。(040)彼身子等。若得授記。卽相同義得決定心。爲 得此心故與授記。非謂聲聞已入初地成就法身故與授記。然(041)舍利弗自有三種。 一實[17d] 行舍利弗故。(042) 無性攝論云。(26)世尊法花會上。與諸聲聞舍利弗等。授佛 記前。爲令攝得如是意樂。我等與佛平等無二。解云。意樂者。謂決定心。佛爲令得此 意樂故。授佛記前。非必如記劫數成佛。(041) 二菩薩舍利弗故。(042) 次文云。<sup>(27)</sup>又 此會上有諸菩薩與彼名同。得授記莂。解云。授此記時。同名菩薩卽謂。爲我授此記 莂。即能信受如記成佛。佛爲此菩薩故與授記。(041) 三變化舍利弗故。(042) 梁攝論 云。<sup>(28)</sup>復次佛化作舍利弗等聲聞。爲其授記。解云。爲調聲聞種姓人故。授佛記別。如 記劫數。實得成佛。身子旣爾所餘聲聞。准釋可知。(043) 今此文中。唯依實行而說。 梁攝論云。(29)但得法如平[18a]等意。未得佛法身。解云。法身法性一法異名。初地是一 分佛名佛法身。(044) 如來依彼三種平等。說一乘法故。以如來法身與彼聲聞法身平等 無異故爲授記。非卽具足脩行功德故。此則記義。… [186] (045) 此中乘平等。是一乘 之自性。後二平等。是一乘之差別。佛依三種同義。以說一乘。自性差別故。言依三種 平等說一乘法。

#### f3.【解説】

039-045:『子注』と対応関係にある。039:【已上、『[法華] 論』の「問」なり】【已上、『[法華] 論』の「答」なり】は、身延文庫本でも割注である。円仁が通常の問答でない、『法

華論』の問答であることを示すために付したものと考えられる。

040:【『[法華文句] 記』の文を見る也。未だ検せず】は、身延文庫本でも割注である。「私に謂わく、若し宗意に準じて云わば、物と未だ結縁せず。是の故に、成就すと謂うに非ずと云う」とする、最澄の自説を受けての割注であり、円仁がかかる宗意を検討すべく、『文句記』をよりどころとしてこれを見んとするが、未だ検べていないことを示すために付したものと考えられる<sup>(30)</sup>。

043:【已上の『注』の意は、此の如し】は、身延文庫本でも割注である。041-043は『子注』のオリジナルとも言える、三種の舎利弗について論じられるところであり、円仁がこの解釈に対して同意を示すために付したものと考えられる。

# gl. 『三平等義』

# 5-1-3. 指示文処

第三指示文處。

- 046 問爲授記有幾記耶。答論云。[T26,9a4](31) **言授記者。有六處示現**。
- 047 問此六處授記。爲如來記。爲菩薩記耶。答論云。<sup>[T26, 9a4] (32)</sup>**五是如來記。一者菩薩記**。
- 048 問言五是如來記。一者菩薩記者。爲依能記 <sup>[D4, 571]</sup> 人得名。爲依所記人。而得名耶。答俱 依能記人而得名也。
- 049 問能記之人者。爲誰人耶。答釋迦及不輕也。
- 050 <sup>(33)</sup>問五記之中。記天女是文殊。云何是如來記。答<u>雖記天女是文殊</u>。能<u>承佛力記故。推功</u> 屬佛。屬通云如來記。
- 051 問若爾者。常不輕記。亦應云如來記耶。答常不輕是過去菩薩也。釋迦是現在佛也。過去菩薩。承現佛力記。此義不便。是故不例。
- 052 問若爾者。應云不輕菩薩。承過去威音王佛力記也。答不輕菩薩雖過去威音王佛法中人。 而是像法中人。是故不承佛力。
- 053 問雖像法中人。而承佛力。有何過耶。答雖有冥承如來之力。未顯承切。是故云也。
- 054 問若爾者。文殊何處。有顯承力。答釋迦語智積云。且待此有菩薩名文殊。論說妙法。可 還本土。以是推知文殊承佛力也。
- 055 問五是如來記及一者菩薩記者。其數云何。答五是如來記者。謂別記。俱時記。一時記。 無 <sup>[04, 572]</sup> 怨記。通記也。一者菩薩記者菩薩也。【此等記名。未檢疏文。<sup>(34)</sup>他云。<sup>(35)</sup>別記。 同記。後記。無怨記。通行記者。名具因記。菩薩記。於此無失】
- 5-1-3-1. 如来記、5-1-3-1-1. 別記
- 056 問初言別記者。爲何人記耶。答舍利弗。摩訶迦葉等記也。
- 057 問何故舍利弗等記。名爲別記 答別時記故。

- 058 問別時記。其意如何。答此有二義。一說品時別故。二品內前後別故。
- 059 問說品時別及品內前後別。其意如何。答舍利弗記別譬喻品說。迦葉等四人記雖受記一品 內說。而前後各別。是故。說品時別故。品內前後別故。云別記也。
- 060 問何故佛。舍利弗等。與別記耶。答論云。<sup>[T26, 9sī] (36)</sup> **謂舍利弗。摩訶迦葉等。衆所知識。 名號不同。故與別記**。(云云)注云。佛與別記。自有三因。一衆所知識故。德相顯故。別時與記。二名號不同故。舍利弗等五人。成佛名號不同故。別時與記。由此二因。別時與記。問阿難羅睺。名號不同。云何得言名號不同。唯別記中無。答 (37) 小故無。名同者多。不同者小故。
- 061 間何故云別記。<sup>[D4,573]</sup> 答<u>別時記故。此有二義。一說品時別故。二品內前後別故</u>。 g2. 『子注』

[18c] (046) <u>言授記者</u>。自下第三指示文處。自有四重。一牒章。二總指。三科判。四別釋。此則牒章。(046) <u>有六處示現</u>。此則總指。(047) <u>五是如來記一者菩薩記</u>。此則科判。(048) <u>依能記人而</u>科判。故(050) <u>雖記天女是文殊</u>。然<u>承佛力記故。推功屬佛。通說如來記</u>。常不輕品菩薩記者。約昔事故。今別來者。舉昔證今。如來記者。第四別釋。先釋如來記。後釋涅槃記。初文有二。一牒章。二正釋。此則牒章。(060) <u>謂舍利弗。摩訶迦葉等。衆所知識。名號不同。故與別記</u>。第二正釋。自有五重。即是五處。此其初處。<sup>[18d]</sup> 舍利弗者。即指譬喩品初半。摩訶迦葉者。令指授記品。約品雖二別記義同合爲一處。有記身子授記。攝屬略說故取五品各爲一處。故有五處。若爾身子授記不開廣說何用。此中別來分別。是故前說爲勝。(060) <u>佛與別記。自有二因。一衆所知識故。德相顯故。別時與記。名號不同故。舍利弗等五人。成佛名號不同故。別時記。由此二因。別時與記。問。阿難羅睺。名號不同。云何得言名號不同。唯別記因同記中無。答。小故言無。名同者多。不同者小故。與別記者。(057, 061) <u>別時記故。</u>(058, 061) 此有二義。一說品時別故。二品內前後別故。</u>

# g3.【解説】

046-059: ここは所どころ対応関係にあるものの、わずかなものでしかない。

055:【此れらの[授] 記の名[称] は、未だ『[法華論] 疏』の文に検せず。他の云わく、… [『玄賛』の引用] …。此れに失無し】は、身延文庫本でも割注である。円仁はこれが『子注』にも『論疏』にも見当たらなかったためにその典拠を求めたのであろう。そして『玄賛』よりこれを見出し、その名称に誤りなきことを示すために付したものと考えられる。

060:本文中に「『注』に云わく」と示される始めての事例であり、これにより最澄が『注』 ――円弘か常騰かは不明――を引用していることが確認できる。このように『三平等義』の本文中に「注云」と断っている場合は、直前に「論云」と『法華論』の引用があり、それに続けて「注云」と『注』を引用する場合――「論云+注云」――である。これに当てはまらない例

については、該当箇所の解説において示すことにする。

#### hl. 『三平等義』

- 5-1-3-1-2. 倶時記
- 062 <sup>○六</sup>問第二言俱時與記者。爲何人得記耶。答富樓那等五百人。千二百人等同記也。
- 063 問此記爲何品說耶。答卽指五百弟子授記品中初半。
- 064 問此中言富樓那及五百者。爲千二百中人。爲當千二百外人耶。答是千二百中人也。
- 065 問若爾何故重擧。答富樓那者勝中大人故。須別擧。五百人者別舉勝類。千二百揔舉勝 劣。千二百中。一分五百。是德勝故。擧名與記。<u>餘七百</u>人。是德劣故。唯揔記言餘諸聲 聞衆。亦當復如是。人揔擧故。名千二百。佛爲此人。與其同記。
- 066 問何故此富樓那等。與俱時記耶。答有一因故。與俱時記。
- 067 問其一因者云何。答論云。<sup>[T26, 9a6] (38)</sup> **富樓那等五百人。千二百人等。同一名故。俱時與** 記。(云云)

# h2. 『子注』

[18d] (067) **富樓那等五百人。千二百人等。同一名故。俱時與記**。此第二處。(063) <u>即</u> 指五百弟子授記品中初半。

# h3.【解説】

(063) 以下の『子注』は、2 紙 8 面——19・20丁——の欠損があるため、『三平等義』——「5-1-3. 指示文処」の途中より「5-1-4. 受人差別」の途中まで——と対比し得ない。

# C. 以下は『子注』の欠損箇所に当たる。

- il. 『三平等義』
- 068 問富樓那等。是衆所知識。何故不別記耶。答雖復衆所知識。旣同一名故。不可別記。
- 069 問富樓那。成佛<sup>[D4, 574]</sup> 法明。五百成佛。同名普明。云何同名。答以從多故。言同一名 也。
- 070 問<sup>(39)</sup>滿顯先記。千二百人後記。云何爲俱時與記。答然同一品內事。又以少從多故。言俱時與記。(云云)攝釋問云。問<sup>(40)</sup>周記之中。<sup>(41)</sup>法明普明。二種不同。何以故同耶。【亦應云何名俱時耶】答法普雖異。明名同故。故名同記。<sup>(42)</sup>若爾善現名爲名相。學無學名爲寶相。相名同故。應名同記。答經品不同。根性亦異。不可爲例。問品同性等卽名同記。慶喜羅睺性□品內。應名同記。答性品雖同。名不同故。或慶喜等。圖同無失。爲別於前。故名後記。隨擧一邊。不可齊責。不如前釋。(云云)

# i3.【解説】

070:「亦た応に云何が倶時と名づくるべきや」は、身延文庫本でも割注である。『摂釈』引

用の途中に入っており、円仁が「同記」と「倶時記」の同意なることを示すために付したものと考えられる。最澄の『摂釈』引用例については、今後の検討すべき課題になろう。

### j1. 『三平等義』

- 5-1-3-1-3. 一時記
- 071 問第三言一時與記者。問此記爲何品說耶。答卽指學無學人記品。
- 072 問此記爲誰人。所與記耶。答學無學記也。
- 073 問何故此學無學。佛與一時記耶。答有二因故。與一時記。
- 074 問其二因者云何。答論云<sup>[T26, 9a7](43)</sup>學無學等。俱同一號。又復非衆所知識。故一<sup>[D4, 575]</sup>時與記。(云云)注云。佛與同記。具有二因。一同一號故。二非衆所知識故。諸相隱故。同時與記。(云云)
- 075 問阿難成佛。山海慧自在通王。羅睺羅成佛。蹈七寶華。二千人成佛。同名寶相。云何為 俱同一號。答〔有缺文不可考〕<sup>〇セ</sup>今乃以少從多。故言俱一號。
- 076 問何故云一時耶。答準前可知。

### i3.【解説】

『子注』所引の『法華論』が本論の古形に最も近いことについては、拙稿(2017,307)においてすでに指摘した通りである。とりわけ『三平等義』における『法華論』の引用――本論において三平等が説示されるところは留支訳だと(T26,8a27-28,8c10-9a28)に当たる――は、現行二訳とは異なり、いくぶんか出入りが認められる――『子注』の欠損箇所との比較は、同系統と考えられる寛永二(1625)年の和刻本を用いた――ものの、『子注』とはかなりの確率で一致することが判明したのである。これにより『子注』の欠損箇所に当たる『法華論』の本文(T26,9a7-16)を『三平等義』所引の『法華論』によって補填することができるのである。これはつまり、『法華論』の最古本を復元することにもつながるのである。さて、『子注』の欠損箇所に当たる『法華論』の本文を『三平等義』に求めてみると――[大カッコ]内の12字は和刻本より補ったもの――以下の通りである。

學無學等俱同一號又復非衆所知識故一時與記與提婆達多記者示現如來無怨惡故與比丘尼及諸天女記者示現女人在家出家修菩薩行者皆證佛果故 [菩薩授記者如] 不輕菩薩品示現應知禮拜讚歎言我不輕汝汝等皆當作佛者示諸衆生皆有佛性故 [言聲聞授記者] 聲聞有四種一者決定聲聞二者增上慢聲聞

『三平等義』と『子注』所引の『法華論』に、単なる偶然とは思えないほど、相違少なきことについては、筆者に言わせれば、『三平等義』が『子注』の本文のみならず、『法華論』までをもそのまま受けたとしか思えないが、とかく、この問題を明瞭ならしめるためには、最澄の著作における『法華論』引用の全文例と対照せねばならない、膨大な作業が待っているために

ここでは論及を控えたい。

074:060で指摘した通り、「論云+注云」の形式で『注』が引用されている。

# kl. 『三平等義』

5-1-3-1-4. 無怨記

- 077 問第四言無怨記者。爲何人得記耶。答爲提婆達多記也。
- 078 問此記爲何品說耶。答卽指提廖達多品初半。
- 079 間何故此達多與無怨記耶。答<u>論云。</u>[T<sup>26, 9a9] (44)</sup> **風提婆達多記者。示現如來無怨惡故**。(云云)
- 080 問何故與提婆記故。於如來無怨惡也。答<u>諸衆生謂</u>。達多是<u>佛怨家罪逆人。若佛平等與記</u> 別。<u>即謂。佛無怨惡之心。於佛倍生尊重之想。信受所說</u>。是故。云授記故如來無怨惡 也。注云。<u>諸衆生謂。佛怨家是罪逆人。若佛平等與</u>佛記別。大衆<u>即謂。佛無怨惡之心。</u> 於佛倍生尊重之想。信受所說。又於達多生尊<sup>[D4,576]</sup> 重想。倍得兩福。永息誹謗。爲此二 事故與授記。今且約初而說。後義如經應知。

# k3.【解説】

079:身延文庫本では「答」の次が「論云」ではなく、080の「注云」の次の「諸衆生謂。仏 怨家是罪逆人…後義如経応知」につながる。その間の「論云。…注云」は、身延文庫本では傍 注である。

080: 『伝全』にはないが、身延文庫本には「問」の前に「注云」とある。「諸衆生謂。…信受所説」までは数文字を除き重複するが、どちらがまたはどこまでが『注』の引用であるかは決しがたい。あえて予想するなら、問答そのものが『注』の引用であり、これを「論云+注云」の形式に整える段階で錯誤が生じたとは考えられないのであろうか、しかしながら『子注』の欠損箇所に当たるため判じ得ない。

# 11. 『三平等義』

- 5-1-3-1-5. 通記
- 081 問第五言通記者。何品說之。答勸持及達多品也。
- 082 問此通記。爲何人記耶。答比丘尼及諸天女記也。
- 083 問比丘尼記何品說之。天女記何品說之耶。答比<u>匠尼記</u>者卽指勸持品中間一分。天女記者。此指提娑<u>達</u>
  品中後半。
- 084 問約品旣異。云何爲一處。答約品雖二。化女義同。合爲一處。
- 085 問於勸持品。云何比丘尼記。於達多品。云何為天女記。答比丘尼記者持品憍曇彌等記也。天女記達多品中龍女成佛文也。

- 086 <sup>○八</sup>問經云龍女。今何爲天女記。答龍是天所使故。論家通名天女。
- 087 問何故此比丘尼及天女與記耶。答論云。<sup>[T26,9a10] (45)</sup>與比丘尼及諸天女記者。示現女人在家出家。修菩薩行者。皆證佛果故。注云。<u>女有五</u>号。不能作佛。由此事故。餘人輕賤。女人自輕。不能發心。爲益自他故與此記。<sup>[D4,577]</sup> 他云。問<sup>(46)</sup>法華中。不見天女記。何云與天女記耶。答可卽諮龍女。以爲天女。亦法師品中。言八部等一切聞經。皆與授記。據此文寬。得有天女。或但此經通記之處。卽攝天女。非局一品。(云云)【□依□釋者乘□□□品說之】

# 13.【解説】

087:060·074と同様に「論云+注云」の形式で『注』が引用されている。【[若] 依 [摂?] 釈者乗 [平等] 品説之—— [カッコ] 内は身延文庫本より補ったもの——】は、身延文庫本でも割注である。円仁が付したものと考えられるが、理由までは分からない。

# ml. 『三平等義』

- 5-1-3-1-2. 菩薩記
- 088 問〔三字缺不可考〕(47)言菩薩者。爲何人得記耶。答私謂爲決定增上慢人說也。
- 089 問此說何品說之。答論云。<sup>[T26, 9a12] (48)</sup>**不輕菩薩品示現。應知**。
- 090 問此品文中。正以何文爲記耶。答禮拜讚歎言。我不輕汝汝等。皆當作佛之文是也。
- 091 <sup>○</sup><sup>↑</sup>問何故此菩薩爲此記耶。答論云。<sup>[T26, 9a13] (49)</sup> 禮拜讚歎言。我不輕汝。汝等皆當作佛 者。示諸衆生皆有佛性故。(云云)
- 092 問此佛性有幾種耶。答佛性有二。一理性。二行性。
- 093 問行性有幾種。答行性有二。一本性住種性。二習所成種性。
- 094 問此中以何性爲佛性。答此中唯辨理性及本性住。
- 095 問以何故。答此所記人。是增上慢。都無本乘脫分善根故。知非習所成種 [D4,578] 性。唯有理性及本種性。遠望必有成佛之義。故與授記。故言示諸衆生皆有佛性。【汝<u>等皆行菩薩道</u>有三義。具如注也。天台佛性未檢】
- 096 問上來所說六處之文。約品爲論幾何品全。幾何品半。答四品全。三品半。合七品爲乘平等。
- 097 問四品全等者如何。答四品全者。一授記品。二學無學人記品。三提婆達多品。四常不輕品也。三品半者。一譬喩品半。二五百弟子授記品半。三勸持品半。斯乃約別記說。若就通記。前七喩文皆辨一乘

#### m3.【解説】

088: ここのテーマである菩薩記は、天台の教義上重要なところでもあり、最初の「答」から「私に謂わく」と最澄の言で始まっていることから、『注』は用いられていないものと考え

られるが、『子注』の十無上の釈の中に「<sup>[23d]</sup> 行即 <sup>[24a]</sup> 種子有二種。<u>一本性住種</u>子。<u>二所成種</u> 子。」と類似する文例がみられるため、確定はできない。

095:【[不軽品の]『汝らは皆な菩薩の道を行じて』に三義有り。具さには『注』の如く也。 天台の仏性は、未だ検せず】は、身延文庫本でも割注である。「如注」という形式は「5-1-0. 重釈」と通ずるものであり、円仁が『子注』に依って補ったものと考えられる。ここは円仁が 『子注』が天台教学の仏性に対する理解を踏まえておらず、検討されていないことを指摘する ために付したものと考えられる。

097:七喩について言及されるのは、ここの「前の七喩の文は、皆な一乗を弁ず」と、021の「先に七喩を釈す中に云わく…」の二例であるが、『子注』にこのような釈は見当たらない。 『三平等義』のほかに『法華論科文』(D2) ――同様の釈は見当たらない――のような『法華論』に関する、或いはその範疇を超えた最澄の未知の著作を指しているのかも分からないが、今のところは不明とせねばならない。

#### nl. 『三平等義』

# 5-1-4. 受人差別

第四受人差别。

- 098 問得記聲聞有幾種耶。答論云。[T26, 9a15] (50) **聲聞有四種**。
- 099 問其名云何。答論云。<sup>[T26, 9a15] (51)</sup>一者決定聲聞。二者增上慢聲聞。三者退菩提心聲聞。四者應化聲聞。

#### 5-1-4-1. 決定

- 100 問何故名決定。答住有餘時。不入大道。要先必入無餘涅槃。是名決定。有說。一入無餘。永無出義。終不能證無上菩提。是名決定義。唯唯是本聲聞中決定性者。除 [D4, 579] 不定性。又解。定與不定。通名決定。同本性故。而對退菩提。一向不定。故作決定名說。
- 101 問此決定。與住果聲聞。同異云何。答同也。
- 102 問此住果但決定耶。答若依記文者。(52)住果兼於決定及退菩提。(云云)
- 103 問於住果有幾種。答若依文句者。(53)開住果者爲兩。
- 104 問其名云何。答(54)一者拆法住果。是三藏聲聞。二體法住果。是通教聲聞。
- 105 問於此二種住果。正取何爲決定。答私謂。今正取拆法住果。
- 106 問何故不取體法。答玄云。<sup>(55)</sup>三藏教爲決定。通教爲退大故。【問此決定。<sup>(56)</sup>異六重問答。 依天台意】
- 107 問先言不入大道。要先必入無餘涅槃。是名決定者。此人於何處而得益耶。答雖入無餘。 即受變易而入無。依滅盡三昧。過八萬劫。出此三昧。聞法華經。趣入大乘。(云云)記 云。<sup>(57)</sup>即經中云。生滅度想決定性。(云云)

- 108 問爾者決定者此會無益耶。答或得益也。
- 109 問若爾何故。過八萬劫。聞法華經。趣入大乘耶。<sup>[D4, 580]</sup> 答<sup>(58)</sup>文句云。<sup>(59)</sup>今開三顯一正意。爲決定退大記。云生滅度想決定性也。今準此等意。於決定有兩種。今所言過八萬劫者。已入滅決定也。言此會得益者。未入之決定也。
- 110 問釋名旣云必入無餘。是名決定。今云何此會得益耶。答於昔全名決定。於今無此義。是 故得益也。所以記云。<sup>(60)</sup>在昔則無應化佛道之稱。在今則無住果決定之名。(云云)
- 111 問若決定得益者。何故論云<sup>[T26, 9a18](61)</sup>**決定增上慢。二種聲聞。根未熟故。如來不與授記。**<sup>(62)</sup>答記云。<sup>(63)</sup>論且一往據現說耳。(云云。)【記云已下天台意也。但記意<u>证</u>得。好好可尋。若依第四卷。<sup>(64)</sup>滅種之人。彼此聞法。彼此與記。若依第七卷。<sup>(65)</sup>決定亦記。此亦他計決定即是定性。彼者得聞云云。此等私記。不可爲定量】

#### n3.【解説】

106:【[101の]「問う。此の決定」已下の六重問答は、天台の意に依る】は、身延文庫本でも割注である。101-106は『玄義』『文句』『文句記』が引用されており、円仁が決定声聞について論じている、ここの六問答が天台の教義に依っていることを示すために付したものと考えられる。ここは『子注』の欠損箇所に当たるため、筆者の推測でしかないが、円仁の指摘を裏返せば、その前に位置する100の「答」は、『注』の引用である可能性があると考えられる。というのは、増上慢・退菩提・応化声聞の最初の「答」も『子注』と対応関係にあるからである。

111:【[107の]「『[文句] 記』に云わく」已下は、天台の意也。但だ『記 [=天台]』の意、近きを得るのみ。… [『文句記』の引用] …此れらの私記 [=私、円仁による記] は、定量と為す可からず】は、身延文庫本でも割注である。ここの「私」は円仁自身のことであると考えられる。

101-111は、自宗の理解に徹して天台教学に依る解釈が施されている。これに関しては、かねてより義天以前の海東撰述法華章疏には天台法華の影響がみられないということが指摘されている中、『子注』もそういう類の文献であるがために、ここに関しても自宗の理解に照らして満足のいくような解釈――実際に証真と日蓮(1222-1282)が引用する『三平等義』は『子注』と対応関係にない部分である<sup>(66)</sup>――がなく、全面的に受容するわけにはいかなかったものか、それとも定性二乗の問題は、最澄・徳一の論争における主要テーマの一つであり、自宗の教学とも深く係わってくるところであるため、あえて『子注』を用いずに、天台の理解に傾注したものか、ということが考えられるが、惜しむらくは『子注』の該当箇所が欠損している今では詳細を知ることができない。まったく根拠はないが、『子注』下巻の欠損箇所は、誰かにとって不都合な内容が書かれていたのかも知れない。

# ol. 『三平等義』

# 5-1-4-2. 增上慢

- 112 問何故云增上慢耶。答<u>未得謂得。心擧爲性。是名增上慢</u>。文句云。<sup>(67)</sup>若見權實兩衆。斷 結出生死。欣樂涅槃。修戒定慧。微有觀慧。未入似位。薄有所得。謂是證果。此名未得 謂得。未證謂證。如論即是增上慢聲聞。
- 113 問增上者何義。答勝義也。
- 114 問何故云爾。<sup>(68)</sup>過人法 [D4, 581] 故。
- 115 問於幾何處起此上慢耶。答若依婆沙。於五處起。
- 02. 『子注』

[5c] 此中七慢顯所破病。(112) 未<u>得謂得。心擧爲性。是名增上慢</u>心。義通見修。

### o3.【解説】

112:『子注』の七喩の釈に当たるところに類似する文例がみられる。続く「文句云」は、『文句』ではなく『文句記』の引用である。

# D. 以下は『子注』と対応関係にある。

# pl. 『三平等義』

- 116 問五處云何。答一於善。二於須陀。三於斯陀。四於那含。五於羅漢。
- 117 問凡夫乃至那含起幾何慢耶。答凡夫起五。須陀起三。斯陀起二。那含起一。
- 118 問今此處。取何人起慢耶。答今此處中。亦通凡聖義。唯通取本退座中起慢者也。
- 119 O+--問此人爲定性。爲不定耶。答此不定性聲聞人也。
- 120 問何故云不定。答一身具有三乘。無依種子故。
- 121 問爲何位耶。答位在前三方便中。(云云) 天台記云。<sup>(69)</sup>若增上慢者。旣未入位則非實。 (云云。)【好好斟酌】

#### p2. 『子注』

<sup>[21a]</sup> (116) <sup>(70)</sup>根。二相<u>須陀。三於斯陀。四於那含。五於羅漢</u>。(117) <u>凡夫起□。□陀起三。斯陀起二。那含起一</u>。(118) <u>今此處中</u>。外<u>通凡聖義</u>。通唯取本退二性。<u>中起慢</u>者也。

# p3.【解説】

121:【好く好く斟酌すべし】は、身延文庫本でも割注である。「天台記云」は最澄による 『文句』の引用であり、円仁がこれに対してよくよく考察すべきであるという自身の立場を示 すために付したものと考えられる。

#### q1. 『三平等義』

#### 5-1-4-3. 退菩提

- 122 問何故云退菩提耶。答<u>昔修大乘。退墮小中。名退菩提</u>也。文句云。<sup>(71)</sup>本是菩薩。積劫修 道。中間疲厭生死。退大取小。大品稱爲別異善根。佛且成其小道。爲說小教。齊教斷結 取果。是退大未久習小。來追理應易悟。如論是菩薩聲聞。(云云)
- 123 問唯曾修大名退菩提。若未曾修。不名退大耶。答 [D4,582] <u>此中若曾修大。若未曾修通。名</u> <u>退菩提。問修可爾。未曾修者。更無所退。何故退也。答此人身中。已有如來種</u>性。<u>理應</u> 修大。而今修小應得大乘。退而不修。故通名退菩提也。
- 124 問此人爲定不定耶。答此亦不定性聲聞人也。

### a2. 『子注』

[21a] 三者退菩提心聲聞。此亦不定性聲□聞也。然大機已熟者。始從無學。終至方便。皆名退菩□也。(123) 此中若曾脩大。若未曾脩通。名退菩提。問。脩可爾。未曾脩 者。更無所退。何故退也。答。此人身中。已有如來種姓。理應脩大。而今脩小。應得 大小乘。退而不脩。故通名退菩提也。(122) 昔脩大乘。退墮小中。名退菩提。(124) 此唯不定種姓聲聞義。唯通取本性人中不定性者。入此中攝同 [21b] 不定故。而從勝說 故作退菩提名說。又解單取昔退大者。除本性中不定性者。此屬決定同本性故。如決定 說。

# q3.【解説】

122-124: ここの「答」は『子注』と対応関係にある。

123:「答」を用いるがための「問」になっており、最澄の設問によって『子注』の論点がより鮮明になった観がある。ここは『注』に依りつつも天台教学を取り入れており、『注』と天台教学の融合が図られたところとも言えよう。

# rl. 『三平等義』

# 5-1-4-4. 応化声聞

- 125 問何故云應化聲聞耶。答隨機現故名應。異本身故曰化。
- 126 問何人現此應化耶。答<u>或佛。或大菩薩。神通自在</u>。變化<u>聲聞。引導衆生。是名應化</u>。記云。<sup>(72)</sup>諸佛菩薩。內祕外現。成就引攝。令入大道。如論應化聲聞。
- 127 (73) 問此應化與佛道有何異耶。答分別此。各有三異。
- 128 問其異云何。<sup>(74)</sup>答記云。應化約垂迹。全語舊聖。佛道約利他語新。記者又應化從身。佛 道從說。
- 129 問何故云佛道約利他。應化約垂迹。又何故云應化從身。佛道從說。答<sup>(75)</sup>佛道有令他言。 且云利他。應化有發起之義。且云垂迹。又應化變化其身。引導衆生。且云從身。佛道以 佛道聲。令一切聞。<sup>[D4,583]</sup> 且云從說。

- 130 問若聲聞有五種者。何故。論主但立四種耶。答私謂。佛道與應化。雖新舊異。利他義同。故論主更不立也。
- 131 問新舊旣異。云何不別立。答<sup>(76)</sup>私謂。雖新舊異。而應化現利物同故。【好好可檢】
- 132 問此應化佛道二種聲聞。於四教中。何教聲聞。答此二種聲聞。在別圓教也。
- 133 問若爾者。何爲別聲聞。何爲圓聲聞。答於應化。有別圓聲聞。於佛道亦有別圓佛道。
- 134 問應化何爲別聲聞。亦爲圓聲聞。又於佛道。何爲別聲聞。<sup>(77)</sup>品亦何爲圓聲聞。答<sup>(78)</sup>開應 化爲兩。登地應化別教聲聞。登住應化圓教聲聞。開佛道聲聞亦爲兩。令他次第聞佛道。 是別教聲聞。令他不次第聞佛道。卽圓聲聞。【記云。已下天台意而猶成也】

### r2. 『子注』

[21b] **四者應化聲聞**。(125) <u>隨機現故名應。異本身故曰化</u>。(126) <u>或佛。或大菩薩。神</u> 通自在。□作聲聞。引導衆生。是名應化。

### r3.【解説】

130:【好く好く検べるべし】は、身延文庫本でも割注である。「私謂」を受けての割注と考えられ、円仁がこれに対してよくよく考察すべきであるという自身の立場を示すために付したものと考えられる。

134:【[126の]「『記 [=文句]』に云わく」已下は、天台の意にして猶お成ずる也】は、身延文庫本でも割注である。円仁がここが天台の教義に依っていることを示すために付したものと考えられる。

#### sl. 『三平等義』

5-1-4-5. 声聞得記不得記

- 135 問此四種聲聞。幾種得記。幾種不得記。答論云。<sup>[T26,9a17](79)</sup>二種聲聞。如來與授記。謂應 化聲聞退已。還發菩提心者。決定增上慢二種聲聞。根未熟故。如來不與授記。菩薩與授 記。菩薩授記 <sup>[D4,584]</sup> 者。方便令發菩提心故。(云云)
- 136 問退已還發菩提心者與授記。是有道理也。應化與記。有何益耶。答<u>然。佛非爲益此應化</u> 故與授記。但爲利益二種人故。與佛記前。
- 137 問其二種人者云何。答<u>一爲不定聲聞令入大故。二爲不定菩薩</u>令住<u>大故</u>。【未私記可隨暇記 耳。不可忘也。謂<sup>(80)</sup>經論二種聲聞與記以下文是<sup>(81)</sup>也】[<sup>○+-</sup>有缺文不可考]

#### s2. 『子注』

[21b] (135) <u>二種聲聞。如來與授記。謂□化聲聞退已。還發菩提心者</u>。第四別釋□□。 一釋後二人。二釋初二人。此則初文。應化大聖爲衆生故。如記劫數。實得成佛。 (136) <u>然佛非□益此應化故與授記。但爲利益二種□故。</u>[21c] <u>與佛記前</u>。(137) <u>一爲不</u> 定聲聞令入大故。二爲不定菩薩□□大故。… (135) **決定增上慢**二 [21d] **種聲聞根未熟** 

# 故。如來不與授記。… [22a] 菩薩與授記。菩薩授記者。方便令發菩提心故。

# s3.【解説】

137:【未だ私記せず。暇に随って記すべきのみ。忘るる可からざる也。謂わく、『[法華]論』の「[135の] 二種声聞に記を与う」以下の文、是れなり】は、身延文庫本でも割注である。ここの「私」とは、円仁自身のことであると考えられる。暇を見つけては自身の解釈を加えること、またそれを忘れないようにするという、今で言うメモ書きのようなこの一文からは、記者円仁の学問に対する姿勢が窺われる。と同時に、本文と裏書とで構成されている本書『三平等義』の成立に関する背景までもが知られるところである。即ち、最澄撰の本文に対して、円仁が時間をかけて裏書を記していき、現行のような形となった、という経緯が察せられよう。

#### t1. 『三平等義』

### 5-2. 世間涅槃平等

二者世間涅槃平等

- 138 問何故云世間涅槃平等。答生死涅槃。一如無二。無如不別故云平等。唯就同義說。
- 139 問若指經文者。爲何文耶。答論指文云。<sup>[T26,8c17](82)</sup>以多寶如來入於涅槃。世間涅槃。彼此 平等。無差別故。【<sup>(83)</sup>經云。<u>以至</u>涅槃者舉經】
- 140 問此論文指經何文耶。答寶塔品云。彼佛成道已。臨滅度時。乃至應起一大塔。今以意舉。
- 141 問何故以多寶如來。入於涅槃。名爲世間涅槃平等耶。答世間涅槃。<u>此二相雖差別。約如無二即</u>[D4,585] 涅槃。如建立世間。世間卽涅槃。爲顯此義。多寶如來。從世間身入於涅槃。
- 142 問指何為世間涅槃耶。彼此等者云何。答<u>依他起性所攝苦集名世間。圓成實性所攝方便名</u> <u>涅槃。世間名彼。涅槃名此</u>。(云云)<u>又遍計所執集苦名世問。圓成實性所攝性</u>淨<u>涅槃</u>名涅 槃。彼苦集相。有情理無。無生無滅。本來寂靜。自性涅槃。<u>無世間法異於涅槃。世間即</u> 涅槃。爲此故佛並多寶如來。入於涅槃

#### t2. 『子注』

[16a] (139) <u>以多寶如來入於涅槃。世間涅槃。彼此平等。無差別故</u>。此答後問。<u>以至槃者。舉經</u>。(140) <u>寶塔品云。[179.32c14]</u> 彼佛成道 [16b] 已。臨滅度時。乃至應起一大塔。今以意舉。此文下顯經意。(142) <u>依他起性所攝苦集名世間。圓成實性所攝方便涅槃名涅槃。世間名彼。涅槃</u>曰此。(141) 此二相雖差別。約如無二卽涅槃。如建立世間。世間卽涅槃。爲顯此義。佛辨多寶如來。從世間身入於涅槃。(142) 又邊計所執集苦名世間。圓成實性所攝性涅槃。無世間法異於涅槃。世間卽涅槃。爲此義故佛辨。多寶如來

入於涅槃。

### t3.【解説】

139:【『注』に云わく、「以」より「涅槃」に至るは、『経』を挙ぐる】は、身延文庫本では 傍注である。厳密に言えば、これまでみてきた「論云+注云」の形式から外れており、これが 本文でなく、割注であることから、円仁が『子注』に依って補ったものと考えられる。「論指 文云+ 【注云】」の新たな形式とみてよかろう。

# ul.『三平等義』

# 5-3. 身平等

三者身平等

- 143 問何故云身平等耶。答二佛身及三乘身。一如無二。無如不別。故言平等。唯約同義說。
- 144 問若指經文者。爲何文耶。答論指文云。<sup>[T26, 8c19] (84)</sup> 多寶如來。已入涅槃。復示現自身他 身。法身平等。無差別故。【注云。多<sup>(85)</sup>至身者舉經】
- 145 問此論文指經何文耶。答<u>寶塔品云。爾時佛前有七寶塔。乃至皆是眞實。今以意舉此文</u>。 【注云。從初至讚歎者。辨還現義。爾時已下。證成法<sup>(86)</sup>事。】
- 146 問自身 [D4,586] 他身者云何。答多寶佛身名自身。釋迦佛身名他身。
- 147 問以多寶如來。已入涅槃復示現。云何爲自他身平等耶。答<sup>(87)</sup>經云。<u>此二佛身雖復差別。</u> 法身平等。無有差別。爲顯此義。多寶如來已入涅槃。復示現身。證成法華。云何示現。 入已還現。卽顯法身顯業同。二佛法身。當<u>存證成法華同故。作業卽同故。知法身平等無</u> 差別。如是示現。【此答不分明之也。好尋也】<u>問此三平等有何差別。答初乘平等是一乘自</u> 性。後二平等是一乘之差別。
- 148 問何故辨此差別。答<u>若不辨差別。則一乘義。不得圓滿。若一乘義。不</u>得<u>圓滿者。則遣病</u> 不盡故。辨乘平等已。更辨後二平等。(云云)

#### u2. 『子注』

[16b] 三者身平等。此答初問。(143) 二佛身及三乘身。一如無二。無如不倒。故言平等。唯約同義說。(144) 多寶如來。已入涅槃。復示現身自身他身。法身平等。無差別故。此答後問。(144) 多至身 [16c] 者舉經。(145) 寶塔品云。[T9, 32b17] 爾時佛前有七寶塔。乃至皆是眞實。今以意舉此文。此中從初至讚嘆者。辨還現義。今時已下。證成法花。下顯經意。(146) 多寶佛身名自身。釋迦佛身名他身。(147) 此二佛身雖復差別。法身平等。無有差別。爲顯此義。多寶如來已入涅槃。復示現身。證成法華。云何示現。入已還現。卽顯法身。常存證成法花。卽顯業同。二佛法身。同故作業。亦同作業。卽同故。知法身平等無差別。如是示現。問。此三平等有何差別。答。初乘平等是一乘之自性。後二平等是一乘之差別。(148) 若不辨差別。則一乘義。不得圓滿。若一

乘義。不圓滿者。則遣病不盡故。辨乘平等已。更辨後二平等。

# u3.【解説】

144:【『注』に云わく、「多」より「身」に至るは、『経』を挙ぐる】は、身延文庫本でも割注である。139と同じ「論指文云+【注云】」の形式であり、円仁が『子注』に依って補ったものと考えられる。

145:【『注』に云わく、初め従り「讚歎」に至るは、還って現義を弁ず。「爾時」已下は、法 花の成ずるを証す】は、身延文庫本でも割注である。ここは『子注』と対応関係にあるため、 円仁が『子注』に依って補ったものと考えられる。

147: ここは『子注』と対応関係にあり、身延文庫本に「注云」とあるため、『注』の引用であることが確認できる。【此の「答」は分明ならざること之れ也。好く尋ぬるべき也】は、身延文庫本でも割注である。円仁が途中の<u>波線</u>のところが『子注』と前後入れ替わっていることを指摘するために付したものと考えられる。

### E. 以下は『子注』と対応関係にない。

### v1. 『三平等義』

149 問三周正說已了。有何人聞塔品中二平等。治其病耶。答〔有缺文不可考〕 (朱書云 已下裏書也 隨次第後人覽之)

#### v3.【解説】

「朱書きに云わく、已下は裏書也。次第に随って、後人之れを覧る」は、身延文庫本ではこれを欠く。この後に続く裏書は本文と以下のような対応関係にある。即ち、裏書一の150・151は、本文一の「3-3. 信世間涅槃異」に、裏書二の152・153は、本文二の「3-2. 信彼此身異」に、裏書三・四・五の154・155は、本文三・四・五の「5-1. 乗平等・5-1-2. 弁記虚実」に、裏書六・七の156-162は、本文六・七の「5-1-3-1-2. 倶時記・5-1-3-1-3. 一時記」に、裏書八(88)の163-165は、本文八の「5-1-3-1-5. 通記」に、裏書九の166-168は、本文九の「5-1-3-1-2. 菩薩記」に、裏書十一の169-183は、本文十の「5-1-4-2. 増上慢」に、裏書十(89)の184・185は、本文十の「5-1-4-1. 決定」に、裏書十二ノ末・十二の186-201は、本文十二の「5-1-4-5. 声聞得記不得記」に対応し、テーマが重複しているが、裏書は『子注』と対応関係にないために割愛する(90)。

以上、最澄撰・円仁記『三平等義』と、円弘注『妙法蓮華経論子注』との比較を行い、両者の対応関係にある全文を提示した。次節においては、これらの対応関係について、もう一つ別の観点からアプローチすることにしたい。

# IV. 常騰注の存在

しかしながら、『三平等義』にこれだけ『子注』と一致する文例があると雖も、これらの同文を直ちに『三平等義』が『子注』から直接引用したと断ずることはできない。それはつまり、永超(1014-1096?)集『東域伝灯目録』(成立は1094年・以下、『永超録』)に示される下記の記録(T55.1156b)と無関係なものではない。

同論註三卷 (梵釋寺常騰撰/又有子註三卷)

七喻三平十無上述一卷(在前唐院)(91)

即ち、常騰の散逸した『法華論注』(以下、『常騰注』)の存在がこの一方通行を遮っているからである。

金天鶴博士は、この『永超録』の記録に基づき、『常騰注』と『子注』の関係について「この書き方からすると、常騰の著述に引用されている「子注三巻」であると考えられる」(2012, 715)とみているが、筆者の思索するところ、当時、すでに著者不明であった『子注』が『常騰注』と同様の文例を有していたがために、永超は例外的に両者を併記することにより、その判断を後世に委ねたものではないかと考えられる。『永超録』におけるかような例外(又有)は、本書のほかに基撰とされる『阿弥陀経疏』と、真諦撰とされる『唯識論疏』がある。

常騰(740-815)の生没年代に鑑みれば、『常騰注』がまるで自説であるかのように円弘(-731?-)の『子注』を引いていたとしか思えないが、前者が散逸である以上、詳しいことは言えない。しかしながら、この問題は、最澄が『子注』でなしに『常騰注』を採用していた可能性を残してしまう。つまり、『常騰注』の存在のために、『三平等義』における『子注』との同文を、『子注』の引用であると確定できなくなったわけである。筆者が『子注』「引用」とは言わずに、つねに『注』「対応関係」というふうに言葉を選んでいたのは、こうした単純化できない複雑な事情があるからである。

『子注』と『常騰注』が同様の文例を有することについては、金天鶴(2012, 715-717)に指摘されるが如く、湛睿(1271-1346)撰『華厳演義鈔纂釈』三上第二(T57, 237ab·S47-7, 17c-18b)と、同上『華厳五教章纂釈』上巻第七(BZ11, 102b-103a·S47-7, 23d-24a)などに『常騰注』の引用がみられ、これらが『子注』とパラレルになっている<sup>(92)</sup>。

金天鶴博士が言われる通り、湛睿は『子注』を直接はみていないものと思われるが、しかし、称名寺第三代長老となる彼との何らかの因縁により、著者不明であった『子注』下巻が『常騰注』と間違えられ、称名寺に伝わり、現に金沢文庫に保管されているのでは、という歴史的背景と希望的観測の間を取っている、こうした筆者の推論は一考に値するものではなかろうか。

なお、金天鶴博士は『子注』を直接引用する文献として寿霊 (757-791-) 述『華厳五教章指事』上巻本 (T72, 204ab・S47-7, 13d) を初見とするが (93)、とりわけ根拠が示されているわけ

ではなく、ここも「注云」とあるだけで、上記の湛睿の引用スタイルと別して変わらないために、同様の理由により、断定は難しいものと言わねばならない。してみれば、今のところ『子注』を直接かつ最初に引用する人師とは常騰とみるべきであろうか。

加えて、筆者の調査によれば、証真撰『法華疏私記』巻第六に「若約菩薩直見報佛。法華論云。<sup>[T26,966]</sup> 示現淸淨國土無上。故現多寳塔。法華虚空淨土具十八圓滿。如**圓弘師注法華論**。」(BZ22,47b5-7・称名寺本は9b3以降欠損)とあり、確実に円弘の名を及び書名(『注法華論』)を挙げて本書を引用する事例が初めて確認できた。しかし残念ながら、ここ(十無上)は現存する『子注』下巻の欠損箇所に当たるため対比し得ない。

一つだけはっきりしていることは、『子注』の直接引用にしろ、『常騰注』の二次的引用にしる、円弘の『法華論』理解が日本仏教の諸師に、少なくとも13世紀頃までは重用されていたこと、これだけは紛れもない事実である。

# V. 結論にかえて

以上、これまで述べてきたことをまとめて結論にかえたい。

第一、『三平等義』と『子注』の対応関係とその形式について

『子注』下巻の欠損箇所を除き、『三平等義』において示される「注云」(最澄・円仁)、「如注」(円仁)のすべての文例が『子注』と対応関係にあることについてはすでに明かした通りである。とくに『三平等義』の本文中には、問答の「答」を中心として、こうした断りなく随処にしかも大量に対応する同文が見出されることについても筆者によって初めて解明できたことである。こうした具合で対応する同文が見出されることから、その回数を示すことはもはや意味をなさないと考える。

第二、『三平等義』における『子注』の役割について

しかも、断りなく本文中に自説であるかのように引かれるところからは、批判のためではないことが推察でき、そこから、最澄が『子注』――ないし『常騰注』――を骨子として、大いに依拠・採用しながら、『三平等義』を撰したことが指摘できるのである。故に、本書『三平等義』は、『子注』の注釈書的性格を有する文献と言えるのである。

第三、最澄と『三平等義』について

『三平等義』の裏書にはなく、本文中にしかみられない「私問日」「私謂」という用例は、最澄が自説を述べるに際して用いるものである。無論「問」は最澄が設けたものであるが、これらは「答」を受けて、または「答」を導くために設けられた言うなればつなぎのようなものなのである。となれば、『三平等義』には最澄の自説はさほどないということになる。加えて、最澄・徳一の論争において『三平等義』がいかに位置づけられるかについては定かでないが、『守護国界章』(D1)と対照した限りにおいては、『三平等義』と合致する文例は見当たらなか

った。それもそのはずで『三平等義』には最澄の地の文がほとんどないために、自著に対比し 得ないのも合点がいくところである。

第四、『子注』より見たる『三平等義』の成り立ちについて

『三平等義』の裏書にはなく、本文中にしかみられない【割注】に対して、整合性を図りつつ総合的に分析した結果、これらが円仁によって付されたものであることが確認できた。そしてその目的は、『三平等義』において『子注』を引用・参照している円仁が、最澄によって撰述された『三平等義』の本文と『子注』の相違箇所についてコメントを付したり、最澄の「私謂」に対してコメントを付したり、「私記」として自身の考えを述べたりする場合などに【割注】を付していることが明らかとなった。さらに、『子注』では問題視されない様々な問題を列挙しこれについて論じている裏書は、本書の冒頭に「沙門仁記」とあるように、本文の成立以降、円仁が自宗の立場に立って、本文の内容を補足する意図のもと、追記したものであることが究明できた。

従って、『三平等義』は段階成立と考えられ、最澄の原本があり、円仁がそれを写し取りながら、そこに補足を兼ねて、傍注・割注・裏書を駆使した結果、現在のような形になったものと考えられる。加えて本書は、円仁の草稿本とも言うべき書物(資料集)で、世に問うためのものではなく、叡山という限られた地において展開したことが予想される。

これらはすべて、乾いた大地であった『三平等義』に『子注』という恵みの雨を降らして、 そこから芽生えてきた新知見にほかならない。

第五、両者それぞれにとっての資料的価値について

『子注』下巻は孤本である。それ故、我々は本資料がどこまで忠実な筆写であるかを知らないが、その校訂のために必要な対校本すら持ち合わせていないのが現状である。しかし、『子注』と対応関係にある『三平等義』の文例は、『三平等義』における他書(『玄義』『文句』『文句記』『摂釈』など)の引用に比べても比較的正確なものであるために、これにより、我々は『子注』自体の間違いを校閲し得る『三平等義』という恰好の校閲資料を手に入れたことになる。これは両者にとって言えることである。本研究の目的は、筆者がこれまで校訂或いは発見し世に公開してきた元暁撰『法華宗要』・慧浄述『妙法蓮華経纘述』のように、円弘注『妙法蓮華経論子注』を完全なる形で世に公開することである。

第六、今後の課題について

最後に、次の段階へと研究を進めていくために、筆者の現段階における未解決の問題を二点ばかり挙げておきたい。

- 一つ、本書『三平等義』の著者が最澄であることを確定すること。これには時間をかけて最 澄の著作を丁寧に読んでいくほかない。
  - 二つ、最澄が『子注』を引用していることを立証すること。『三平等義』には「注云 | をは

じめ、相当なる頻度で『子注』と一致する文例がみられるが、それとまったくの同文で、しかもかなりの長文が『常騰注』の逸文でも確認できるわけである。従って、最澄が『子注』を引用したという確証が得られない。筆者はこの問題をひも解くための結び目を未だ見つけていない。

# 参考文献

#### 奥野光賢

- 1996 「最澄撰とされる『三平等義』について」『宗教学論集』19:347-362.
- 2002 「最澄撰とされる『三平等義』について」『仏性思想の展開: 吉蔵を中心とした『法華論』受容史』大蔵出版、292-305.

#### 金炳坤

2017 「流布本『妙法蓮華経優波提舎』考」『宗教研究』90 (別冊): 306-307.

# 金炳坤・桑名法晃

2014 「義寂釈義一撰『法華経論述記』の文献学的研究(1)」『身延山大学仏教学部紀要』15: 19-43.

### 金天鶴

- 2012 「金沢文庫所蔵、円弘の『妙法蓮華経論子注』について」『印仏研』60(2):712-719.
- 2015 『平安期華厳思想の研究: 東アジア華厳思想の視座より』山喜房佛書林.

#### 桑谷祐顕

1997 「干心記『三平等義』について」『天台学報』39:130-139.

### 高山寺典籍文書綜合調査團編

1988 『高山寺古典籍纂集(高山寺資料叢書17)』東京大學出版會.

#### 鈴木学術財団編

1977 『増補改訂 日本大蔵経 第98巻 解題 2』 講談社.

#### 田渕雅生

2005 「西大寺所蔵『七喩三平等十无上義 (仮題)』 一巻所見の古訓点について: 解説並びに資料 (原文翻刻・訳読文・語彙索引)」『南都仏教』85: 64-116.

#### 田村晃祐編

1986 『徳一論叢』国書刊行会.

#### 東京帝國大學文科大學史料編纂掛編

1901-1940『大日本古文書:編年文書』東京帝國大學.

#### 常盤大定

1930 『佛性の研究』丙午出版社.

#### 身延文庫典籍調査会編

2005 『身延文庫典籍目録 下』身延山久遠寺.

### 注

- (1) 詳しくは次の通りである。1-10:存(10紙)、11:欠、12ab:欠(ここに白紙一枚)、12cd:存(2面)、13-18:存(6紙)、19・20:欠(ここに白紙一枚)、21-24:存(4紙)の20紙2面(24紙一具)が現存し、3紙2面は落丁である。現在落丁のところには、昭和43(1968)年3月20日の修理に際して施されたと思われる白紙が付けられている。
- (2) 比叡山実蔵坊所蔵本 (康和□年二月十八日)・叡山文庫真如蔵本 (内典8-72-990・康和二 (1100) 年) は筆者未見である。また、『伝全』所収本とは、その体裁を著しく異にする身延文庫本 (珍本 (写本) 7)には、天承元 (1131)年、承徳三 (1099)年、久安三 (1147)年、寿永三 (1184)年、安貞二 (1228)年、建長二 (1250)年、建長八 (1256)年と七種の識語がみられ、本書の複雑な展開を物語っている。とりわけ、承徳三 (1099)年とあることから、その底本の由来が上記の写本にさかのぼることが示唆される。
- (3) ちなみに、この研究分野の第一人者である田村晃祐博士は彼の著書において「伝教大師全集に大師 撰として蒐集さる、も慈覚大師の撰也」(1986, 39) と指摘している。
- (4) 「ほとんど」というのは『子注』下巻(以下、下巻は略す)に欠損箇所があるためである。
- (5) その理由は『伝全』所収本の古さ故でもあるが、『日蔵』所収本には、余計な補正が加えられているからである。即ち、『日蔵』の解題に「『日蔵』の底本は旧版『伝教大師全集』本であるが、『伝教大師全集』本には「所起の病」の段で錯簡の形跡が見られ、『日蔵』本ではそれが補正されている」(1977、317)とあるように、『日蔵』所収本は、原本を見ず、自らの判断により、本文の組み替えを行っている。確かに『伝全』所収本では、011において示される『法華論』の「二者信世間涅槃異。三者信彼此身異」という順序に従わず、本文では「三」(018-021)、「二」(022-024)と順を替えて解釈を行っている。これを錯簡と言っていいのであろうか。筆者には、客観的な事実と厳密さを肝心とするこの分野において、原本を見ずして本来の形を無分別に改変することは、そこから読み取れる生の情報を阻害するものとして、あってはならないことに思われる。現に、身延文庫本もこのままの順序であり、筆者にはこれが本来の形であったろうと思われるのである。
- (6) 基(632-682) 撰『妙法蓮華経玄賛』(以下、『玄賛』) 巻第五本に「三平等有九品。一譬喩・二授記・三五百弟子授記・四授學無學人記・五法師品・六持品・七提婆達多品・八常不輕・九見寶塔。初之八品皆有授記說初乘平等。後見寶塔中合說生死涅槃法及身二種平等。|(T34.734b20-25)とある。
- (7) 円珍(814-891) 撰『法華論記』巻第七本に「釋此三平義有兩番。一通指一部。一部始終無非唯一 妙法。無非平等大慧。故知。文文句句具三平等。一即一切無有妨礙。二別指十品。謂譬授五學法寶提持

分常。或指九品不入分別。今爲十品。如上釋」(BZ25, 218a3-7) とある。

- (8) 『子注』『三平等義』『法華論』の現行二訳がすべて一致する。
- (9) 「四」は「日」の誤り。『子注』と『三平等義』の身延文庫本には「日」とある。
- (10) 証真(1124-1208) 撰『法華疏私記』巻第五に「然諸文且據一義。故云不彼離垢爲上品。亦據二義。(一本三平等義具擧二義云云。)」(BZ22, 6b12-13) とあり、引用でなく言及であるため定かでないがここに当たるか。
- (11) 『伝全』の頭注に「名疑剰」とある。
- (12) 『子注』には「<sup>[8d]</sup> **對治此故為說火宅譬喩應知**。第二正破。此譬有三。一火宅。二三車。三等賜。此三種譬。即有二意。一為<u>通治</u>。二為<u>別治</u>。為通治者。此三種譬。正申一乘名乘平等。故通對治。無煩惱人。三乘別執。是故四大聲聞。依此譬喩而悟一乘。此義通餘品故。名為通治。爲別治者。此三種譬別治。求勢力人增上慢心。餘品無此能故。名爲別治。<sup>[9a]</sup> 後之六品二意大同。」とある。
- (13) 『子注』『三平等義』『法華論』の現行二訳がすべて一致する。
- (14) 『子注』には「<sup>[15c]</sup> **為對治此三種** <sup>[15d]</sup> **染慢。…故說三種平等。…此義應知。**」とあり、『三平等義』とは一致するが、『法華論』の現行二訳とは異なる。
- (15) 『子注』には「<sup>[15d]</sup> **一者乘平等**。… <sup>[16a]</sup> **二者世間涅槃平等**。… <sup>[16b]</sup> **三者身平等**。」とあり、『三平等 義』 『法華論』 の現行二訳と一致する。
- (16) 『子注』には「<sup>[15d]</sup> **謂與聲聞後菩提記。唯有大乘無二乘故。是乘平等。無差別故**。」とあり、『三平 等義』『法華論』の現行留支訳とは近いが、現行摩提訳とは異なる。
- (17) 『子注』には「<sup>[22c]</sup> 依同義故。與□聲聞大菩提記。」とあり、『三平等義』とは一致するが、『法華論』 の現行二訳とは異なる。
- (18) 『子注』には「<sup>[22c]</sup> 同義者以如來法身。聲聞法身。平等無差別故。」とあり、『三平等義』『法華論』 の現行摩提訳とは一致するが、現行留支訳とは異なる。
- (19) 後に続く本文「5-1-4. 受人差別」には「受」とある。
- (20) 吉蔵(549-623) 撰『法華論疏』巻下に「如是三種無煩惱人者。第二別論受記義。亦是<u>重</u>釋三平等中初乘平等。又二乘作佛是<u>法華正宗</u>。如智度論云。法華經是祕密法。明阿羅漢作佛故也。<u>就文有五。第</u>一明授記所由。第二明受聲聞菩薩記差別。第三明受記不同。第四明聲聞得記不得記。第五重論三乘一乘。就初文又二。第一叙病。第二明對治藥。就初又四。第一總明三種人有染慢之心。」(T40, 817c22-818a1) とある。
- (21) 『子注』(明らかな誤写を除く)と『三平等義』は一致するが、『法華論』の現行二訳とは異なる。
- (22) 『子注』と『三平等義』は一致するが、『法華論』の現行二訳とは異なる。
- (23) 「問」は「論」の誤り。身延文庫本には「論」とある。
- (24) 「經」は「注」の誤り。『伝全』には「經」とあるが、身延文庫本には「注」とある。
- (25) 『子注』と『三平等義』は近いが、『法華論』の現行二訳とは異なる。

- (26) 無性造・玄奘訳『摂大乗論釈』巻第十に「二者世尊法花會上。與諸聲聞舍利子等。授佛記別。爲令 攝得如是意樂。我等與佛平等無二。|(T31,447b14-16)とある。
- (27) 無性造・玄奘訳『摂大乗論釈』巻第十に「又此會上有諸菩薩與彼名同。得授記別故。」(T31, 447b16-17) とある。
- (28) 世親釈・真諦訳『摂大乗論釈』巻第十五に「復次佛化作舍利弗等聲聞。爲其授記欲令已定根性聲聞。| (T31, 266a3-4) とある。
- (29) 世親釈·真諦訳『摂大乗論釈』巻第十五に「但得法如平等意。未得佛法身。」(T31, 265c28) とある。
- (30) 裏書の155と対応関係にあり、円仁が割注を付した以降、裏書として検討を加えたものと考えられる。湛然(711-782)述『法華文句記』(以下、『文句記』)巻第一上には「如三藏人三祇百劫。秖云自修 六度肥功德身。相好莊嚴。與物結緣爲種熟脫。通教初心自行近從七地留惑潤生。與物結緣云初下種。兩教入滅無未來化。但成佛時而熟脫之。教權理權非今經意。」(T34, 156c17-22)とあるがここに当たるか。
- (31) 『子注』 『三平等義』 『法華論』 の現行摩提訳は一致するが、現行留支訳とは異なる。
- (32) 『子注』『三平等義』『法華論』の現行摩提訳は一致するが、現行留支訳とは異なる。
- (33) 『法華疏私記』巻第四本に「三**平等義**云。問。五記中。記天女是文殊。何云如來記。答。文殊承佛力故。釋尊語智積云。且待文殊論說妙法。(云云)」(BZ21, 508b15-509a1) とあり、一つの問答ではなく、「問」は050を「答」は054を引用している。恣意的な引用とも言えようが、証真がみた『三平等義』が現行本と同様であったかは検討の余地がある。
- (34) 他宗(中国法相宗?)のことか。『三平等義』における「他云」は二例あり、もう一例は087に示される『摂釈』引用である。
- (35) 『玄賛』巻第五本に「六處示現五是如來記・一是菩薩記。如來記者一別記二同記三後記四無怨記五通行記。菩薩記者名具因記如常不輕品示現。」(T34.741a24-27) とある。
- (36) 『子注』と『三平等義』は一致するが、『法華論』の現行二訳とは異なる。
- (37) 『伝全』の頭注に「小疑少下一同」とある。
- (38) 『子注』『三平等義』『法華論』の現行摩提訳は一致するが、現行留支訳とは異なる。
- (39) 『伝全』の頭注に「滿顯疑倒」とある。
- (40) 『伝全』の頭注に「周疑同」とある。
- (41) 智周撰『法華玄賛摂釈』(以下、『摂釈』)巻第一に「疏別記等者。問法明普明。二種不同。何名同耶。答法普雖異。明名同故。故名同記。若爾善現名爲名相。學無學等名爲寶相。相名同故。應名同記。答經品不同。根性亦異。不可爲例。問品同性等。即名同記。慶喜羅睺。性等品同。應名同記。答性品雖同。名不同故。或慶喜等。名同無失。爲別於前。故名後記。隨舉一邊。不可齊責。不如前釋。」(X34, 24a11-17) とある。
- (42) 『伝全』の頭注に「若上疑脱問字」とある。

- (43) 和刻本には「<sup>[27v1]</sup> **學無學等。俱同一號。又復非是衆所知識。故一時與記**。」とあり、『三平等義』と は近いが、『法華論』の現行二訳とは異なる。
- (44) 和刻本には「<sup>[27v2]</sup> **與提婆達多記者。示現如來無怨惡故**。」とあり、『三平等義』とは一致するが、 『法華論』の現行二訳とは異なる。
- (45) 和刻本には「<sup>[27v3]</sup> **與比丘尼及諸天女記者。示現女人在家出家。修菩薩行者。皆證佛果故**。」とあり、『三平等義』『法華論』の現行摩提訳とは一致するが、現行留支訳とは異なる。
- (46) 『摂釈』巻第一に「疏與天女記者。法師品中。言八部等。一切聞經。皆與授記。據此文寬。得有天女。或但此經通記之處。卽攝天女。非局一品。古有二釋。一云。耶輸陀羅。是天女也。父是樂神。乾闥婆故。二云。法華文中。不見天女得記之處。但有龍女。或可卽名龍女以爲天女。」(X34, 24a23-b3) とある。
- (47) 『伝全』には〔三字缺不可考〕とあるが、身延文庫本には「第六」とある。
- (48) 和刻本には「<sup>[27v4]</sup> **不輕菩薩品示現。應知**。」とあり、『三平等義』とは一致するが、『法華論』の現 行二訳とは異なる。
- (49) 和刻本には「<sup>[27v5]</sup> 禮拜讚歎作如是**言。我不輕汝。汝等皆當作佛者。示諸衆生皆有佛性故**。」とあり、『法華論』の現行摩提訳とは一致するが、『三平等義』『法華論』の現行留支訳とは異なる。
- (50) 和刻本には「<sup>[27v6]</sup> **聲聞有四種**。」とあり、『三平等義』『法華論』の現行二訳と一致する。
- (51) 和刻本には「<sup>[27/7]</sup> 一**者決定聲聞。二者增上慢聲聞。三者退菩提心聲聞。四者應化聲聞**。」とあり、 『三平等義』『法華論』の現行二訳と一致する。
- (52) 『文句記』巻第一下に「今云住果兼於決定及退菩提。」(T34, 166b16-17) とある。
- (53) 智顗(538-597)説『妙法蓮華経文句』(以下、『文句』)巻第一上に「法華論四種聲聞。今開住果者 爲兩」(T34,6a27-28)とある。
- (54) 『文句』巻第一上に「析法住果是三藏聲聞。體法住果是通教聲聞。」(T34, 6a28-29) とある。
- (55) 智顗説『妙法蓮華経玄義』(以下、『玄義』) 巻第十下に「爲決定聲聞說三藏教。爲退大聲聞說通教。」(T33,814a4-5) とある。
- (56) 「異」は「已下」の誤り。『伝全』には「異」とあるが、身延文庫本には「已下」とある。
- (57) 『文句記』巻第一下に「卽經中云生滅度想。決定性也。」(T34, 166b8-9) とある。
- (58) 『法華疏私記』巻第四本に「三平等義云。文句云。開三顯一為決定退大。記云生滅度想決定性也。 準此決定有多種。過八萬者入滅決定。此會得益者未入決定也。於昔名決定。於今無此義。是故得益也。 (云云)」(BZ21,502b5-8) とあり、109・110の「答」が引用されている。
- (59) 『文句』巻第四上に「今開三顯一正意。爲決定退大聲聞令成大乘聲聞。」(T34,46b14-15) とある。
- (60) 『文句記』巻第一下に「在昔則無應化佛道之稱。在今則無住果決定之名。」(T34, 166b23-24) とある。
- (61) 『子注』には「<sup>[21c]</sup> 決定增上慢。二 <sup>[21d]</sup> 種聲聞。根未熟故。如來不與授記。」とあり、『三平等義』

『法華論』の現行摩提訳とは一致するが、現行留支訳とは異なる。

- (62) 『伝全』にはないが『日蔵』には「○十判決意」(NZ46,30a9) とある。
- (63) 『文句記』巻第一下に「論且一往據現說耳。| (T34.166b11) とある。
- (64) 『文句記』巻第四中に「方等等席。咸稱滅種。準今經意旣彼此聞經。必彼此與記。」(T34, 226c23-24) とある。
- (65) 『文句記』巻第八之一に「有人救云。決定亦記。此亦不然。他計決定卽是定性永不發心。須指經文 雖生滅想。彼土得聞。|(T34, 296a22-24)とある。
- (66) 両者とも「三平等義云」と書名を挙げて引用している。証真は本文と裏書を区別することなく両方 から引用しており、日蓮は裏書を引用しているが孫引きでなく直にみているようである。
- (67) 『文句』巻第四上に「四若見權實兩種能出生死。欣樂涅槃修戒定慧。微有觀慧未入似位薄有所得。 謂是證果。此名未得謂得未證謂證。如論卽是增上慢聲聞。|(T34,46b3-6)とある。
- (68) 『伝全』の頭注に「過上疑脫答字」とある。
- (69) 『文句』巻第四上に「若增上慢者。旣未入位則非實。」(T34, 46b9-10) とある。
- (70) 迦旃延子造・浮陀跋摩訳『阿毘曇毘婆沙論』巻第二十三に「此增上慢何縁。答曰。即緣能生增上慢。有凡夫能起五種增上慢。一於善根。二於須陀洹。三於斯陀含。四於阿那含。五於阿羅漢。須陀洹起三種。斯陀含起二種。阿那含起一種。阿羅漢無慢。復有說者。聖人亦起果間增上慢。如須陀洹於斯陀含向中起慢。斯陀含於阿那含向中起慢。阿那含於阿羅漢向中起慢。」(T28.172c18-25) とある。
- (71) 『文句』巻第四上に「二本是菩薩積劫修道。中間疲厭生死退大取小。大品稱爲別異善根。佛且成其 小道爲說小教。齊教斷結取果。是退大未久習小來近理應易悟。如論是退菩提聲聞。」(T34, 46a26-b1) とある。
- (72) 『文句』巻第四上に「諸佛菩薩內秘外現。成就引接令入大道。如論是應化聲聞。」(T34, 46b1-3) とある。
- (73) 『文句記』巻第一下に「問。應化與佛道何別。」(T34, 166b19) とある。
- (74) 『文句記』巻第一下に「答。應化約垂迹全語舊聖。佛道約利他語新記者。又應化從身佛道從說。」 (T34, 166b19-20) とある。
- (75) 『文句記』巻第一下に「佛道有令他之言。且云利他。應化有發起之義。且云垂迹。」(T34, 166b21-22) とある。
- (76) 『伝全』には「私謂」とあるが、身延文庫本には見当たらない。
- (77) 『伝全』の頭注に「品疑剰」とある。
- (78) 『文句』巻第一上に「開應化者為兩。登地應化別教聲聞。登住應化圓教聲聞。開佛道聲聞亦為兩。 令他次第聞佛道。是別教聲聞。令他不次第聞佛道。即圓聲聞。」(T34, 6a29-b3) とある。
- (79) 『子注』と『三平等義』は一致するが、『法華論』の現行二訳とは異なる。
- (80) 『伝全』には「經」とあるが、身延文庫本には「經」を欠く。

- (81) 『伝全』には「也」とあるが、身延文庫本には「也」を欠く。
- (82) 『子注』 『三平等義』 『法華論』 の現行留支訳は一致するが、現行摩提訳とは異なる。
- (83) 「經」は「注」の誤り。『伝全』には「經」とあるが、身延文庫本には「注」とある。
- (84) 『子注』『三平等義』(明らかな脱字を除く)『法華論』の現行二訳がすべて一致する。
- (85) 『伝全』の頭注に「至疑寶」とある。
- (86) 「事」は「花」の誤り。『伝全』には「事」とあるが、身延文庫本には「花」とある。
- (87) 「經」は「注」の誤り。『伝全』には「經」とあるが、身延文庫本には「注」とある。
- (88) 『伝全』『日蔵』ともにないが内容からして163の「問」の前に「八」を入るべきである。
- (89) 『伝全』にはないが『日蔵』には「十」(NZ46, 35b2) とある。
- (90) 裏書に関しては、『伝全』所収本と身延文庫本とを比べてみると順不同であって著しく相違する。 一例を挙げれば、身延文庫本では本文の該当箇所に裏書が傍注で組み込まれている場合がある。つま り、『伝全』所収本の本文中にも裏書が含まれている可能性があり、もちろんその逆の可能性も考えら れる。それに、時代の変遷とともに第三者によって書き加えられていた可能性も排除できない。しか し、筆者は実蔵坊本・真如蔵本を実見していないために、本文と裏書の本来の形がいかようであった か、現時点では判断の仕様がない。
- (91) 常盤(1930, 351) に「傳教はその佛性義に於ては、言ふまでもなく、約位說・熏習說に立ちて、德一の約種說・法爾說に對して、徹底的に之を糾彈せんとせるものにして、中に、現存せざる上都內供奉三教談論大德**談延の「法華經七喩三平等十無上述**」の如き、唐の翻經沙門神昉法師の「種性集」、唐の法相宗沙門義寂・義一の「法華論述記」の如きものを引證し」とあるが、021・097の解説において指摘した「七喩の釈を有する資料」とは、談延の『法華経七喩三平等十無上述』を指しているかも知れない。ちなみに、以下の資料では、該当文例が見当たらなかった。東大寺図書館所蔵『法花経七喩三平等十無上抄』(103-81)、西大寺所蔵『七喩三平等十无上義(仮題)』(11-7)。
- (92) 『華厳五教章纂釈』上巻第八 (BZ11, 116a) にも『常騰注』の引用がみられるが、この文例は『子注』には見当たらない。『子注』には見当たらない『常騰注』の逸文については、拙稿 (2014, 34-35) を参照されたい。
- (93) 金天鶴博士は『華厳五教章指事』の成立年代について「『指事』は800年前後には著されていたと考えるのが妥当であろう」(2015, 35) とみている。

# 【キーワード】

円弘、常騰、最澄、円仁、証真、『妙法蓮華経論子注』、『法華疏私記』、七喩、身延文庫、 金沢文庫